

豊中市民生委員・児童委員大会実行委員会規約

(設 置)

第1条 豊中市民生・児童委員協議会連合会（以下「連合会」という。）会則の第14条の規定に基づき、連合会に大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 実行委員会は、連合会理事会及び企画部会に属する委員をもって構成する。

(目 的)

第3条 実行委員会は、豊中市及び連合会の共催で行う、豊中市民生委員・児童委員大会の円滑な実施、運営を図ることを目的とする。

(役 員)

第4条 実行委員会に次の役員をおく。

実行委員長	1名
副実行委員長	3名
会 計	1名
書 記	1名

(役員を選出)

第5条 実行委員長は連合会の会長が務める。また副実行委員長は連合会の副会長が務める。
会計・書記は、連合会の会計・書記が務める。

(各委員会)

第6条 実行委員会は次の各委員会により構成する。

総務委員会
財務委員会
式典委員会
記念事業委員会

(その他運営事項)

第7条 その他運営事項については次のとおり定める。

- 1 実行委員長は委員会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
- 2 実行委員長に支障があるときは、副実行委員長がその職務を代行する。
- 3 会議には、必要に応じて、豊中市各地区民生・児童委員協議会所属の委員及び事務局の出席をもとめることができる。
- 4 その他本規約に定めのない事項については、理事会に諮りこれを定める。

付 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。